YDC/TTI 認証マーク利用規約

作成日：2026 年 9 月 27 日

株式会社薬事法ドットコム／弁護士法人 TTI（以下「YDC/TTI」といいます。）は、YDC/TTI が提供する薬事チェックサービスに関連して付与する「YDC/TTI 認証マーク」の利用について、以下のとおり YDC/TTI 認証マーク利用規約（以下「本規約」といいます。）を定めます。

第 1 条（目的）

本規約は、YDC/TTI が薬事チェックを実施した特定の広告について、当該広告が YDC/TTI による薬事チェックを受けたものであることを示す「YDC/TTI 認証マーク」の付与、表示、利用、認証情報の管理、不正使用への対応その他必要な事項を定め、YDC/TTI 認証マークの適正な利用およびその信用の維持を図ることを目的とします。

第 2 条（適用および同意）

1. 本規約は、YDC/TTI 認証マークの発行を申請し、または YDC/TTI 認証マークを利用する事業者（以下「利用者」といいます。）に適用されます。

2. 利用者は、YDC/TTI が別途指定する方法により YDC/TTI 認証マークの発行を申請する際、本規約の内容を確認し、これに同意するものとします。

3. 利用者がダイヤモンド会員を退会した後も、既に付与された YDC/TTI 認証マークを継続して利用する場合、本規約は当該利用が終了するまで引き続き適用されます。

4. YDC/TTI の薬事チェックサービスに関する別途の契約、利用条件その他の定めと本規約が抵触する場合、YDC/TTI 認証マークの利用に関する事項については本規約が優先するものとします。

第 3 条（定義）

本規約において、各用語は次の意味を有するものとします。

(1) 「薬事チェック」とは、YDC/TTI が、薬機法、景品表示法その他関連する法令、ガイドライン、媒体特性、行政動向等の観点から広告表現を確認するサービスをいいます。

(2) 「対象広告」とは、利用者が YDC/TTI に薬事チェックを依頼し、YDC/TTI が認証対象として特定した広告の内容、版、媒体、URL その他の範囲をいいます。

(3) 「認証」とは、YDC/TTI が対象広告について薬事チェックを実施し、当該特定の広告を YDC/TTI 認証マークの付与対象として登録することをいいます。

(4) 「YDC/TTI 認証マーク」とは、対象広告が YDC/TTI による薬事チェックを受けたことを示すため、YDC/TTI が利用者に使用を許諾するロゴ、画像、表示その他 YDC/TTI が指定する表示物をいいます。

(5) 「認証番号」とは、対象広告を識別するために YDC/TTI が対象広告ごとに付与する固有の番号をいいます。

(6) 「認証確認ページ」とは、認証番号、対象広告その他の認証情報を確認するために YDC/TTI 公式サイト上に設けるページをいいます。

(7) 「ダイヤモンド会員」とは、YDC/TTI が別途定める薬事チェックサービスの会員区分のうち、ダイヤモンド会員として有効な契約を有する事業者をいいます。

第 4 条（YDC/TTI 認証の意味および保証範囲）

1. YDC/TTI 認証は、YDC/TTI が対象広告について薬事チェックを実施した事実を示すものです。

2. YDC/TTI 認証は、利用者である企業、対象広告に掲載された商品もしくはサービス、利用者の事業全体その他対象広告以外の事項を包括的に認証、保証または推奨するものではありません。

3. YDC/TTI 認証は、国、地方公共団体、消費者庁、厚生労働省その他の行政機関による許可、承認、認定、確認または推奨を意味するものではありません。

(1) YDC/TTI が認証マークを付与した後に行政ないしそれに準ずる機関の規制や運用の変化があったためそれらの機関から指摘を受けることがあり得ます。こういう場合、YDC/TTI はどういう変化があったのでそういう指摘を受けたのかを無償で説明しますが、その指摘に対する対応は有償になります。

(2) 前項の場合で規制や運用に特段変化があったわけではないがそれらの機関から指摘を受けることもあり得ます（担当者が個人的見解にこだわっている場合など）。そういう場合、YDC/TTI はその指摘に対する対応を無償で行います。

4. YDC/TTI 認証は、対象広告について行政機関その他の第三者から指摘、照会、調査、行政指導、処分、措置その他の対応を受けないことを保証するものではありません。

5. YDC/TTI 認証は、対象広告、商品またはサービスの適法性、安全性、品質、有効性、効果その他一切の事項を将来にわたり包括的に保証するものではありません。

第 5 条（認証マークの取得資格および付与条件）

1. YDC/TTI 認証マークの新規発行を申請する者は、原則として、申請時点においてダイヤモンド会員でなければなりません。

2. YDC/TTI 認証マークは、利用者が YDC/TTI に薬事チェックを依頼し、YDC/TTI が当該チェックを完了した対象広告について、利用者から認証マーク発行の希望があった場合に付与します。ただし、過去に薬事チェックを受けた広告については、利用者がダイヤモンド会員である場合であっても、過去のチェック結果のみをもって認証マークの新規発行の対象とはしません。この場合、利用者は、広告内容に変更がない場合であっても、認証マークの新規発行に当たり、改めて YDC/TTI に薬事チェックを依頼するものとし、YDC/TTI が再チェック時点における法令、ガイドラインおよび行政運用等に基づく再チェックを完了した広告に限り、新規発行の対象とします。

3. YDC/TTI は、対象広告の内容が YDC/TTI が実際にチェックした広告内容と一致しない場合その他 YDC/TTI が認証マークの付与が適切でないと合理的に判断した場合、認証マークを発行しないことができます。

4. YDC/TTI 認証マークの発行自体は、ダイヤモンド会員の特典として無償とします。ただし、薬事チェックそのものの費用および再チェックに係る費用は YDC/TTI のホームページ（https://www.yakujihou.com/yakujicheck/）に定めるところによります。

5. 認証マークの発行申請は、YDC/TTI の指定するメールアドレス（legalcheck@usjri.com）宛に行うものとします。

第 6 条（認証対象の特定）

1. 認証は、YDC/TTI が実際に薬事チェックを実施した特定の広告内容について付与されます。

2. YDC/TTI は、対象広告について、番号付与、広告原稿、ファイル、URL、媒体名、商品名、広告名、発行日、版、制作番号その他合理的な方法により認証対象を特定します。

3. Web 広告の場合、認証対象は、原則として YDC/TTI がチェック対象として確認したページ、URL その他明示された範囲に限られ、別のページ、下層ページ、リンク先その他 YDC/TTI がチェックしていない範囲には及びません。

4. 対象広告と関連する商品、サービスまたは他の広告が存在する場合であっても、それらが当然に認証対象となるものではありません。

5. YDC/TTI は、認証対象を後日確認できるよう、必要に応じて対象広告のデータ、画像、PDF、URL、版情報その他の記録を保管することができます。

第 7 条（認証番号）

1. YDC/TTI は、認証を付与した対象広告ごとに、固有の認証番号を付与します。

2. 認証番号の形式および番号体系は、YDC/TTI が別途定めるものとします。

3. YDC/TTI は、認証番号と対象広告、利用者その他必要な認証情報を紐づけて管理します。

4. 利用者は、認証番号を、当該番号が付与された対象広告以外の広告に使用、転載、流用または転用してはなりません。

第 8 条（認証マークの表示内容）

1. YDC/TTI 認証マークには、YDC/TTI が定める方法により、認証日その他認証に関する日付を表示します。

2. YDC/TTI は、必要に応じて、認証番号その他の情報を YDC/TTI 認証マークと併せて表示させることができます。

3. YDC/TTI 認証マークのデザイン、色、形状、表示サイズ、表示方法その他の仕様は、YDC/TTI が別途定めます。

4. 利用者は、YDC/TTI が認めた範囲でのサイズ変更等を除き、YDC/TTI の事前の承諾なく認証マークを変更または加工してはなりません。

第 9 条（認証確認ページ）

1. YDC/TTI は、YDC/TTI 公式サイト上に認証確認ページを設けることができます。

2. 認証確認ページには、原則として次の情報を掲載することができます。

（1）認証番号

（2）対象広告 の掲載媒体の種類（ウェブ、紙媒体、テレビ等）

（3）対象広告に係る商品またはサービスの種類（サプリメント、化粧品、フィットネスジム等）

3. YDC/TTI は、対象広告を特定するために必要な範囲を超えて、利用者の営業秘密、未公開情報その他公開が適切でない情報を認証確認ページに掲載しないものとします。

4. 前項の場合、YDC/TTI は、対象広告を一般に特定可能な範囲で情報を簡略化し、または一部を非公開としつつ、YDC/TTI 内部では対象広告を特定可能な記録を保持することができます。

第 10 条（Web 広告における使用）

1. 利用者は、次の行為をしてはなりません。

（1）認証マークから YDC/TTI と無関係のページへリンクすること

（2）他の対象広告に係る認証確認ページへリンクすること

（3）YDC/TTI が指定したリンク先、URL、コード、スクリプトその他の設定を無断で改変すること

（4）その他、認証情報の確認を妨げ、または誤認を生じさせる設定を行うこと

2. リンク、埋込コードその他の具体的な技術仕様は、YDC/TTI が別途定めるものとします。

3. 技術上その他合理的な理由により前各項の方法を採用できない場合、利用者はあらかじめ YDC/TTI と協議するものとします。

第 11 条（紙媒体その他 Web 以外の広告）

1. 折込チラシ、リーフレット、DM、同梱物その他の紙媒体、動画その他 Web 以外の広告についても、YDC/TTI が認証対象として認めた場合、YDC/TTI 認証マークを使用することができます。

2. YDC/TTI は、紙媒体その他 Web 以外の対象広告についても、YDC/TTI 公式サイト上の認証確認ページに認証情報を掲載するものとします。

第 12 条（認証マークの使用許諾）

1. YDC/TTI は利用者に対し、本規約に従い、対象広告に限って YDC/TTI 認証マークを表示するための、非独占的かつ譲渡不能の使用権を許諾します。

2. 前項の許諾は、認証マークまたはこれに関する知的財産権その他の権利を利用者に譲渡するものではありません。

3. 利用者は、Web 制作会社、印刷会社その他利用者の委託先に対し、対象広告への認証マークの技術的な掲載作業に必要な範囲に限り、認証マークを取り扱わせることができます。この場合、利用者は当該委託先による利用について責任を負うものとします。

4. 前項は、当該委託先に独立した認証マーク使用権を付与し、または再許諾するものではありません。

第 13 条（ダイヤモンド会員退会後の取扱い）

1. 利用者が YDC/TTI 認証マークの付与を受けた後、ダイヤモンド会員を通常退会した場合であっても、既に認証を受けた対象広告について、当該広告の内容が認証時の内容と同一であり、かつ認証が取り消されていない限り、認証マークを継続して使用することができます。

2. ダイヤモンド会員の退会のみを理由として、既に付与された認証が取り消され、または認証マークの使用資格が失われるものではありません。

3. 退会後に新たな広告について YDC/TTI 認証マークの発行を受ける場合、または既存の対象広告について再チェックを受ける場合、利用者は、原則として再度ダイヤモンド会員となる必要があります。

4. ダイヤモンド会員資格の有無と、対象広告についての認証状況は別個のものとして取り扱います。

第 14 条（対象広告の変更）

1. 利用者は、認証後に対象広告の内容を変更した場合、変更後の広告について、従前の認証マークを当然に使用することはできません。

2 変更が軽微な変更に該当するか不明な場合、利用者は YDC/TTI に確認するものとし、YDC/TTI が再チェックの要否を判断します。

第 15 条（法令等の変更および再チェック）

1. YDC/TTI 認証マークには、認証時点を明確にするため、認証に関する日付を表示します。

2. 認証後に、法令の改正、ガイドラインの改訂、行政解釈または行政運用の変更、裁判例の変更その他事情の変化が生じる場合があります。

3. YDC/TTI 認証は、認証日以降も対象広告が将来にわたって常に最新の法令、ガイドラインまたは行政運用に適合することを保証するものではありません。

4. 利用者が法令改正等を踏まえた再チェックを希望する場合、利用者が再チェック時点においてダイヤモンド会員であることを条件として、YDC/TTI は、再チェック時点で YDC/TTI が別途定める通常の薬事チェック料金の 50%相当額で再チェックを行うものとします。

5. 再チェックが完了した場合、YDC/TTI は、必要に応じて認証マークの日付および認証確認ページの最終認証日その他の情報を更新します。

6. YDC/TTI は、個々の対象広告について、認証後の法令等の変更を常時監視し、利用者に個別に通知する義務を負うものではありません。ただし、YDC/TTI が必要と判断した場合には、利用者に再チェックその他の対応を案内することがあります。

第 16 条（利用者の義務）

利用者は、次の各号を遵守するものとします。

(1) YDC/TTI に対し、薬事チェックおよび認証に必要な正確かつ完全な情報を提供すること

(2) 認証マークを対象広告に限って利用すること

(3) YDC/TTI が指定する認証マークの利用方法および技術仕様を遵守すること

(4) 対象広告を変更した場合その他認証内容に影響を及ぼす事情が生じた場合、必要に応じて YDC/TTI に報告すること

(5) 認証マークの不正使用または第三者による無断使用を発見した場合、速やかに YDC/TTI に連絡すること

(6) その他本規約および YDC/TTI が別途定める認証マーク使用ガイドラインを遵守すること

第 17 条（禁止事項）

利用者は、次の各号に掲げる行為をしてはなりません。

(1) YDC/TTI の薬事チェックを受けていない広告に認証マークを使用すること

(2) 認証済み広告の認証マークをコピーし、別の広告に使用すること

(3) 認証番号を別の広告に使用または流用すること

(4) 認証対象となった範囲を超えて認証マークを使用すること

(5) 認証マークを偽造、模倣、改変または複製すること

(6) YDC/TTI の許可なく認証マークの色、形状、文字、日付、認証番号その他の表示を変更すること

(7) 認証マークの使用権を第三者に貸与、譲渡、再許諾、担保設定その他の処分をすること

(8) 認証を受けていない企業、商品またはサービス全体が YDC/TTI の認証を受けているかのように表示すること

(9) YDC/TTI 認証が行政機関その他公的機関による認証、承認または推奨であるかのように表示すること

(10) 認証マークまたは認証情報を用いて、事実と異なる説明または誤認を生じさせる説明を行うこと

(11) YDC/TTI または YDC/TTI 認証制度の信用を毀損する態様で認証マークを使用すること

(12) その他 YDC/TTI が本制度の目的に照らして不適切であると合理的に判断する行為

第 18 条（利用状況の確認および調査）

1. YDC/TTI は、認証マークが適切に使用されているか確認するため、利用者に対し、対象広告の URL、広告原稿、掲載状況その他必要な資料または情報の提出を求めることができます。

2. 利用者は、前項の求めを受けた場合、合理的な期間内にこれに協力するものとします。

3. YDC/TTI は、不正使用、認証対象との相違その他本規約違反の疑いがある場合、必要な調査を行うことができます。

4. YDC/TTI は、重大な不正使用の疑いがあり、認証制度の信用保護のため緊急の必要がある場合、調査期間中、認証マークの使用を一時停止させ、または認証確認ページの認証状況を変更することができます。

第 19 条（是正、使用停止および認証取消し）

1. YDC/TTI は、利用者が次のいずれかに該当した場合、是正、認証マークの使用停止、認証の取消しその他必要な措置を講じることができます。

(1) 認証申請または薬事チェックに関して虚偽の申告をした場合

(2) 対象広告と実際に掲載されている広告の内容が異なる場合

(3) 認証マークまたは認証番号を不適切に使用した場合

(4) 認証マークの偽造または不正使用を行った場合

(5) 本規約に違反した場合

(6) YDC/TTI または YDC/TTI 認証制度の信用を著しく毀損した場合

(7) その他認証を継続することが適切でないと YDC/TTI が合理的に判断する重大な事由がある場合

2. 是正可能な違反については、YDC/TTI は、原則として利用者に対して合理的な期間を定めて是正を求めることができます。

3. 偽造、不正使用、故意による虚偽表示その他重大な違反については、YDC/TTI は事前の催告なく直ちに使用停止または認証取消しを行うことができます。

4. YDC/TTI は、使用停止または取消しを行った場合、認証確認ページ上の認証状況を「使用停止中」「取消」その他適切な表示に変更することができます。

5. 認証が取り消された場合、利用者は直ちに Web 上の認証マークを削除し、紙媒体等については以後の配布、頒布その他の使用を停止しなければなりません。

6. ダイヤモンド会員からの通常の退会は、本条に定める認証取消事由には該当しません。

第 20 条（偽造・不正使用）

1. 本規約における「偽造・不正使用」とは、利用者が権限なく YDC/TTI 認証マークまたは認証番号を使用し、または認証を受けた範囲を超えてこれを使用する行為をいい、次の行為を含みます。

(1) YDC/TTI のチェックを受けていない広告に、他の対象広告の認証マークをコピーして表示する行為

(2) 他の対象広告の認証番号を使用する行為

(3) 認証マーク、認証日または認証番号を偽造もしくは改変する行為

(4) 認証が取り消された後も認証マークを使用する行為

(5) その他 YDC/TTI の認証を受けていない広告が認証を受けていると誤認させる行為

2. YDC/TTI は、偽造・不正使用が行われた場合、利用者に対し、直ちに使用停止、削除、広告の配布停止、是正、事実関係の報告、関連資料の提出その他必要な措置を求めることができます。

3. 利用者が偽造・不正使用を行った場合、利用者は YDC/TTI に対し、当該偽造・不正使用に係る違約金として金 100 万円を支払うものとします。

4. 利用者は、前項の違約金とは別に、YDC/TTI が偽造・不正使用の調査、証拠保全、使用停止もしくは削除の請求、差止め、広告物の回収、請求またはその他の権利行使のために合理的に必要とした弁護士費用その他の実費を負担するものとします。

5. 本条に基づく違約金または費用の請求は、YDC/TTI が利用者に対して認証マークの使用停止、削除、差止めその他金銭の支払以外の措置を請求することを妨げません。

第 21 条（第三者による偽造・無断使用）

1. YDC/TTI は、本規約の当事者ではない第三者が YDC/TTI 認証マークまたはこれに類似する表示を無断で使用、偽造または模倣した場合、当該第三者に対し、使用停止、削除、差止め、損害賠償その他法令上認められる措置を講じることができます。

2. 前条に定める 100 万円の違約金は、本規約に同意していない第三者に適用されるものとします。

3. 利用者は、第三者による偽造または無断使用を知った場合、合理的な範囲で YDC/TTI による権利保全に協力するものとします。

第 22 条（認証マーク等に関する権利）

1. YDC/TTI 認証マーク、名称、ロゴ、デザインその他本制度に関連する著作権、商標権その他一切の知的財産権は、YDC/TTI または YDC/TTI に当該権利の利用を許諾した正当な権利者に帰属します。

2. 本規約に基づく認証マークの使用許諾は、対象広告への表示に必要な範囲に限定され、利用者に対して所有権、著作権、商標権その他の権利を移転するものではありません。

3. 利用者は、認証マークその他 YDC/TTI の表示について、自己名義による商標登録その他 YDC/TTI の権利を害する行為を行ってはなりません。

第 23 条（秘密情報）

1. YDC/TTI および利用者は、本制度または薬事チェックに関連して相手方から開示を受けた技術上、営業上その他の非公開情報を、相手方の事前の承諾なく第三者に開示または本制度以外の目的に使用しないものとします。

2. 次の情報は、前項の秘密情報に含まれません。

(1) 開示時に既に公知であった情報

(2) 開示後、自己の責によらず公知となった情報

(3) 開示前から正当に保有していた情報

(4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務なく取得した情報

(5) 法令または公的機関の命令等により開示を求められた情報

3. 認証確認ページに掲載することについて利用者が同意した情報は、第 1 項に定める秘密情報には含まれません。

4. YDC/TTI は、認証管理、対象広告の特定、認証確認その他本制度の運営に必要な範囲で、対象広告に関する情報を利用することができます。

第 24 条（反社会的勢力の排除）

1. 利用者は、自らおよびその役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業その他これらに準ずる反社会的勢力に該当しないことを表明し、保証します。

2. YDC/TTI は、利用者が前項に違反したことが判明した場合、事前の催告なく認証を取り消し、認証マークの使用を停止させることができます。

第 25 条（権利義務の譲渡禁止）

利用者は、YDC/TTI の事前の書面または電磁的方法による承諾なく、本規約に基づく地位または権利義務を第三者に譲渡、移転、承継、担保設定その他の処分をすることができません。

第 26 条（本規約の変更）

1. YDC/TTI は、法令の変更、本制度の運営上または技術上の必要性、認証マークの信用維持、不正利用防止その他合理的な理由がある場合、本規約を変更することができます。

2. YDC/TTI は、本規約を変更する場合、変更内容、効力発生日その他必要な事項を、YDC/TTI 公式サイトへの掲載、電子メールその他適切な方法により周知します。

第 27 条（準拠法および仲裁）

1. 本規約の準拠法は日本法とします。

2. 本規約または YDC/TTI 認証マークに関して YDC/TTI と利用者との間に紛争が生じた場合、第一東京弁護士会の仲裁により解決します。

第 28 条（問い合わせ窓口）

本制度および YDC/TTI 認証マークに関する問い合わせ窓口は、次のとおりとします。

株式会社薬事法ドットコム

E-mail: legalcheck@usjri.com

連絡先：03-6274-8781

附則

制定日：2026 年 10 月 1 日

施行日：2026 年 10 月 1 日